

公益社団法人 日野法人会広報誌

ふれあい

vol. 153

2014. 11・12

主な内容

- ◆ 平成27年度税制改正に関する提言
- ◆ 地方法人税が創設されました
- ◆ 新春講演会・新年賀詞交歓会のお知らせ

中小企業活性化のための税制措置の確立と 聖域なき行財政改革の推進を強く求める！

法人会の「平成27年度税制改正に関する提言」が、9月18日の公益財団法人 全国法人会総連合（以下「全法連」）の理事会でまとまった。

同提言は、会員企業からの要望意見、税制改正に関するアンケートなどをもとに取りまとめられたもので、「社会保障と税の一体改革と今後のあり方」「経済活性化と中小企業対策」「国と地方のあり方」「震災復興」などからなっている。

全法連では、全国85万会員の声として、財務省、中小企業庁、自民党および国会議員などに対して実現を求めて要望活動を行っている。

さらに、全国41都道県連および441単位会でも、地元選出の国会議員、地方自治体の首長、議長あて広汎な要望活動を行っている。提言（要約）は次のとおり。

I 社会保障と税の一体改革と今後のあり方

1. 社会保障制度のあり方に対する基本的考え方

○我が国の社会保障制度は「中福祉」「低負担」であり、高齢化社会の急進展により今後の社会保障給付は急速な増大が不可避とされることから、社会保障制度の改革は急を要する。

○改革に当たっては、いかに給付を「重点化・効率化」によって抑制するかが重要である。給付財源を公的負担に頼ることにすれば、いくら増税しても間に合わない。

2. 消費税引き上げに伴う対応措置

○消費税率の引き上げに当たっては、景気に十分な配慮が必要なほか、現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

○事業者の事務負担、税制の簡素化、税務執行コストおよび税收確保などの観点から、当面（税率10%程度までは）は単一税率が望ましい。また、インボイスについては、単一税率であれば現行の「請求書等保存方式」で十分対応できるものと考えてるので、導入の必要はない。

3. 財政健全化に向けて

○財政健全化の達成は税の自然増収や増税

のみに頼るのではなく、聖域なき歳出削減が不可欠である。その際には社会保障をはじめとした各歳出分野に削減目標を定め、その達成に必要な具体的方策と工程表を明示して着実に実行することを求める。

○消費税率のさらなる引き上げに当たっては経済への負荷を和らげる財政措置も必要になるだろうが、財政健全化の阻害要因とならないよう十分注意すべきである。

○国債の信認が揺らいだ場合、金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。市場の動向を踏まえた細心の財政運営が求められる。

4. 行政改革の徹底

○社会保障の安定財源確保と財政健全化のために、消費税が引き上げられることは重要であるが、その前提に「行革の徹底」があったことを改めて想起する必要がある。

○「まず隗より始めよ」の精神に基づき地方を含めた政府、議会が自ら身を削らなければならない。

5. 共通番号制度について

○マイナンバーの運用に当たっては国民の利便性を高めるとともに、制度内容を国民に周知し、定着に向けて取り組んでいくことが必要で

ある。

○個人情報漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護など制度の適切な運用が担保される措置を講じるとともに、コスト意識をもつことも重要である。

6. 今後の税制改革のあり方

○今後の税制改革に当たっては、①国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性②経済の持続的成長と雇用の創出③少子高齢化や人口減少社会の急進展④グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化——などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 法人税率の引き下げ

○復興特別法人税が1年前倒しで廃止され、法人実効税率は35.64%に引き下げられた。しかし、近年、国際競争力の強化や外国資本の誘致などを目的に大幅な引き下げが行われているアジア、欧州各国との税率格差は依然として大きい。

こうした状況が続けば、国内企業の海外移転が加速し、雇用への悪影響、さらには経済全体の衰退につながる恐れがある。これらの観点から、法人の税負担は地方税を含めて大幅に軽減すべきであり、政府が示した来年度からの法人実効税率引き下げを着実に実行すべきである(法人実効税率20%台の実現)。

○税率引き下げの代替財源については、財政健全化目標との関係なども踏まえれば恒久財源の確保を原則とすべきで、具体的財源は税制全般の改革の中で検討されることが望ましい(代替財源として課税ベースを拡大するに当たっては、中小企業に十分配慮すべき)。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

○中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化するように求める。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長すること。

また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なく

とも1,600万円程度に引き上げるよう求める。

○中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含め、本則化することを求める。

○小額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し、本則化することを求める。

3. 事業承継税制の拡充

○我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化、雇用の確保などに大きく貢献しており、経済の根幹を支える重要な存在である。その中小企業が相続税の負担等により事業が承継できなくなることは、日本経済に大きな損失を与えるものである。

○平成25年度税制改正において、納税猶予制度の要件緩和や手続きの簡素化が図られるなど大幅な見直しが行われた。しかし、中小企業が円滑な事業承継を行うにはまだ不十分であり、更なる要件緩和と充実、事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設を求める。

III 国と地方のあり方

○地方分権は権限と責任が国から移行することを意味する。従って地方は国依存から脱却し自立・自助の体質を構築することが不可欠となる。

○地方行政に必要な安定的な財源の確保や行政改革についても、自立に向けて自らの責任で政策を企画・立案し実行していくことが求められる。

IV 震災復興

○被災地の復興の遅れが依然として改善されていない。復興事業に当たっては、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

提言の全文は「全法連ホームページ」でご覧いただけます。

<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp/>

—— 東京法人会連合会 ——

地 方 法 人 税 が 創 設 さ れ ま し た

平成 26 年 3 月 31 日に公布された「地方法人税法（平成 26 年法律第 11 号）」により地方法人税が創設されました。

これに伴い、平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から、法人税の納税義務のある法人は、地方法人税の納税義務者となり、地方法人税確定申告書の提出が必要となります。

なお、地方法人税確定申告書と法人税確定申告書を一つの様式としています（裏面参照）ので、この様式を使用することにより、法人税確定申告書と地方法人税確定申告書の提出を同時に行うことができます。

地方法人税の概要

(1) 課税事業年度

地方法人税の課税の対象となる事業年度（以下「課税事業年度」といいます。）は、法人の各事業年度とされています。

(2) 課税標準

地方法人税の課税標準は、各課税事業年度の課税標準法人税額とされており、法人税申告書別表一(一)を使用する法人の場合、次の算式により計算した金額となります。

$$\begin{aligned} \text{課税標準法人税額} &= \text{別表一(一)「4」欄} + \text{別表一(一)「5」欄} + \text{別表一(一)「7」欄} \\ &\quad + \text{別表一(一)「9」欄} + \text{別表一(一)「10の外書」欄} \end{aligned}$$

(3) 税額の計算

地方法人税の額は、課税標準法人税額に 4.4%の税率を乗じた金額となります。

なお、法人税について外国税額控除の適用を受ける場合で、控除対象外国法人税の額が法人税の控除限度額を超えるときは、地方法人税についても外国税額控除の適用を受けることができます。

(4) 確定申告

地方法人税確定申告書は、各課税事業年度終了の日の翌日から 2 月以内に納税地を所轄する税務署長に提出しなければなりません。

なお、課税標準法人税額がない場合であっても地方法人税確定申告書を提出する必要がありますので、この場合には、「基準法人税額」、「地方法人税額」及び「所得地方法人税額」の各欄に「0」と記載して提出してください。

(注 1) 法人税の納税義務のない法人（例えば、公益法人等及び人格のない社団等で収益事業を行っていないものや国内源泉所得を有しない外国法人）や清算所得に対する法人税を課される平成 22 年 9 月 30 日以前に解散した内国法人である普通法人又は協同組合等については、地方法人税確定申告書を提出する必要はありません。

(注 2) 法人税確定申告書の提出期限が延長されている場合には、地方法人税確定申告書の提出期限は、その延長された提出期限となります。

(5) 中間申告

平成 27 年 10 月 1 日以後に開始する課税事業年度において、法人税の中間申告書を提出すべき法人は、地方法人税についても中間申告書を提出することになります。

◎ 法人税申告書別表一(一)から別表一の二(三)までの各様式(以下「別表一(一)等」といいます。)の下部が地方法人税申告書となっています。

なお、別表一(一)等には、それぞれ次葉が設けられていますので、「法人税額」、「地方法人税額」及び「課税留保金額に係る地方法人税額」に記載する金額の計算や所定の項目の記載に当たっては、次葉を使用してください（別表一(一)等及び次葉の様式は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）に掲載しています。）。。

◎ 以下は、書面で提出していただく場合の別表一(一)です。

[illegible]

平二十六・十・一以後開始事業年度等分 (注)

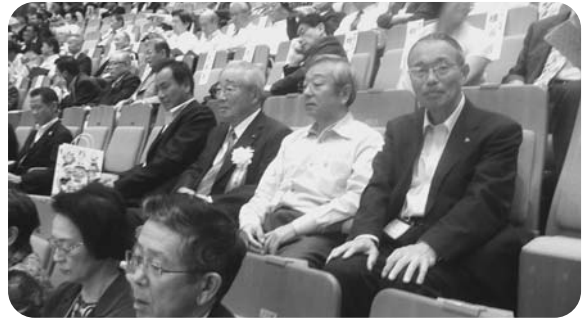
(注) 平成 26 年 9 月 30 日以前に開始した事業年度については、地方法人税確定申告書の提出は不要ですので、法人税の申告の際は「平成 26 年 4 月 1 日以後終了事業年度分」の別表一(一)等をご使用ください。

◎ この内容に関するご質問、ご不明な点がございましたら、最寄りの税務署にお問い合わせください。

第31回 法人会全国大会 栃木大会開催



全国から約1,900名が参加



大木会長、岩田副会長ほか10名が参加

公益財団法人全国法人会総連合主催による、第31回法人会全国大会 栃木大会が、10月16日(木) 宇都宮市の栃木県総合文化センターにおいて開催されました。全国から会員約1,900名が参加、当会から大木会長はじめ岩田副会長ほか10名が出席いたしました。

第1部の記念講演では、TBSテレビ報道局解説・専門記者室長の杉尾秀哉氏を講師に、「日本の行方～政治と経済の現状分析と展望」と題し講演が行われました。第2部の式典では、平成27年度税制改正提言の報告、青年部会による租税教育活動の報告が行われました。

2015年 (平成27年) 新春講演会 (聴講無料)・新年賀詞交歓会

日時 1月8日(木) 午後3時30分開会 **会場** 京王プラザホテル多摩 042-374-0111

第1部 新春講演会 午後3時30分～午後5時00分

テーマ 今後の政治・経済を見通す

講師 朝日新聞特別編集委員 星 浩 氏

※聴講は無料ですので、社員の方々やお知り合いの方々をお誘い下さい。

ほし ひろし 1955年福島県生まれ。1979年東京大学卒。朝日新聞社入社。1985年から政治部。首相官邸、自民党、外務省などを担当。ワシントン特派員、政治担当編集委員、オピニオン編集長兼論説主幹代理などを経て、13年4月から特別編集委員。現在はテレビ朝日「報道ステーション」のレギュラーコメンテーターとして活躍中。主な著書に「自民党と戦後 政権党50年」「安倍政権の日本」など。



第2部 新年賀詞交歓会 午後5時10分～ 懇親会費 1名5千円 (当日受付にて)

※同封の案内状にて事前のお申し込みをお願いいたします。

国税電子申告納税 (e-Tax) 体験セミナー

- **とき** 12月9日(火) 午前10時～12時
- **会場** 日野税務署 3階会議室
- **主な内容** 国税電子申告・納税システム (e-Tax) の体験 ～はじめよう! e-Tax～ (ノートパソコンを使用して説明いたします)
- **講師** 日野税務署担当係官
- **参加費無料**

一人でも雇ったら、入ろう。労働保険。

一人でも労働者を雇用している事業主は、労働保険(労災・雇用)の加入が義務付けられています。思わぬ労災事故の補償や予期せぬ失業をサポートすることにより、労働者の生活の安定を図るものです。また、ハローワークの紹介で高齢者や障害者などを雇用了した事業主には、助成金の申請ができる場合もあります。未手続きの事業主の方は、加入手続きをお願いいたします。

お問い合わせは

八王子労働基準監督署(労災保険) ☎042-642-5296

ハローワーク八王子(雇用保険) ☎042-648-8624へ

販売促進セミナー

共催 理想科学工業㈱

目にとまるDMチラシの作り方 ～キーワードはコレだ!!～

第1回: 12月3日(水) 午前10時～12時

第2回: 12月4日(木) 午前10時～12時

※2日間とも内容は同一です。

★ **会場** パルテノン多摩 4階特別会議室

★ **講師** ジャイロ総合コンサルティング㈱
代表取締役 大木ヒロシ氏

★ **参加費無料**

稲城市長講演会のお知らせ

とき 12月10日(水) 午後5時

ところ 稲城市地域振興プラザ

講師 稲城市長 高橋 勝浩 氏

テーマ 「稲城の施策推進」

行き詰まった状態から 抜け出すためには……

産業カウンセラー 柏木 勇一

◆多忙、そして煩雑な業務で疲弊寸前……

いま、多くの職場では人員に余裕がなく、一人ひとりの仕事の負担が増え、「どうにもならないよ」「うまくいかないよ」という声が聞こえてきています。

中堅メーカーで営業職のAさんは30代前半。以前は製品ごとに業務が分担され余裕があったのですが、現在は、会社が製作するあらゆる部品から完成品まで何でも売り込みに走らなければいけません。なじみの顧客だけを相手にしては勤まりません。会社が生き残るための経営戦略でした。「終わったらこっちも頼むよ」「先月より成績が落ちたぞ。もっと頑張れ」という上司の指示はもう珍しくありません。

夜眠れない、食欲も減退、疲労感を自覚したAさんは、「このままでは自分が壊れてしまう」と危機感を持って相談に来ました。体調を心配しつつ、この段階なら自分で回復できると判断、生活の注意点を説明する一方で仕事への取り組み方を話し合いました。

◆やる気を回復させる3つの流れ

Aさんに初歩的な課題を示しました。不慣れた業務で自分を見失っていたと判断したからです。その課題とは、①「達成感を得る」ことです。小さくても成功体験を持つことがやる気の回復になるからです。そのためには煩雑だ、と決めつけないで、今やらなければいけないこと、上司から指示されていることを書き出してじっと見つめることを宿題にしました。何が重要か、どれが容易か、という枠を作って書いてもらいました。その隣には、今の自分にできることなのかを書く欄も作りました。できないことに取り組むことは不安を募らせるだけです。これなら何とかなる、という目標を自分で作らせたの

です。

ここで大事なことがあります。②「抽象的ではなく具体的に書く」ことです。例えば「引込み思案をなくす」ではなく、「今度の顧客にはこう話そう」と具体的な行動を書かせました。そこでは③「否定語は使わないで肯定的に書くこと」を課題にしました。「何もできていない」「あれもできなくなった」ではなく「顧客が一人増えている」「上司に相談するようになってい」と、できている自分を発見するように誘導しました。

目標を具体的な行動で表現することはちょっと難しいかもしれません。しかし、抽象的なイメージだけで、不安や焦りを感じてエネルギーを消耗するよりも、小刻みにエネルギーをチャージしていくことで、いつの間にか目標は達成されるはずですよ。

3つの課題に分けましたが、これは一連の流れです。段階的に達成感を持ってもらうためにAさんに示したのです。職場でより大事なことは、上司や同僚のサポートですが、自分から一歩ステップを踏んで、たとえ小さくても成果を出すこと、そういう自分を自分が褒めること——やがてAさんからは笑顔が見られるようになりました。

【筆者紹介】

柏木 勇一（かしわぎ・ゆういち）

1941年生まれ。大学卒業後、新聞社勤務を経て、現在EAP企業でカウンセラーとして活動。厚生労働省認定産業カウンセラー、日本産業カウンセラー協会認定キャリア・コンサルタント、家族相談士、交流分析士。

地域全体でがんと闘うための啓発イベント がんチャリティWalk2014へ参加

日野法人会では、地域社会貢献活動の一環として、9月28日、日野中央公園を会場に、地域全体でがんと闘うための啓発イベント「がんチャリティWalk2014へ参加しました。このイベントは、昨年まで実施した「リレー・フォー・ライフ」を発展的にリニューアルしたものです。法人会では会場内にテントを設置し、募金活動や豚汁サービスなどを行いました。

(主催) がんチャリティWalkひの2014実行委員会

(後援) 日野市・日野市教育委員会・公益社団法人日野市医師会・公益社団法人日野法人会・日野市薬剤師会・日野市歯科医会・日野市商工会・社会福祉法人日野市社会福祉協議会



公園内をそれぞれのスタイルで行進



寄せられた募金を大木会長から実行委員会へ

企業の継続的成長をめざす会計とは 中小企業会計啓発・普及セミナー

9月19日、中小企業会計啓発・普及セミナーが、桜美林大学多摩アカデミーヒルズを会場に、中小企業基盤整備機構と共催で開催されました。

講師に中小企業診断士・社会保険労務士の塩野富佐男氏を招き、中小企業会計要領を活用すると、どのように企業にプラスになるか、事業計画の策定、改正税法のポイントなど項目別に解説いただきました。



初級簿記セミナー

毎回好評の初級簿記セミナーが、9月2日から10月10日までの10日間、多摩信用金庫高幡不動支店を会場に開催されました。

講師には東京税理士会日野支部所属の千葉洋氏を招き、簿記のしくみを基本から習得することを目的に学びました。最終日には受講者一人ひとりに修了証が贈られました。



大木研修厚生副委員長より修了証が



経営セミナー

10月23日、「中小企業のお金の残し方」を主なテーマとした経営セミナーが、多摩信用金庫高幡不動支店を会場に開催されました。

講師に(株)エフアンドエム中小企業コンサルティング事業本部副本部長の白木和之氏を講師に招き、助成金・補助金（公的資金活用）、資金繰り改善（キャッシュフローを良くする）、労務管理（リスクヘッジ）などの項目を解説いただきました。

会社取引をめぐる税務を主なテーマに支部税務研修会

日野税務署の中山審理担当上席を講師に招き、会社取引をめぐる税務を主なテーマとして、やさしく解説いただきました。



稲城地区第3支部

8月29日



日野地区第6支部

9月30日



日野地区第3支部～第5支部

10月21日

プロバスケットボール「東京サンレーヴス」社長を招き講演会

10月22日、青年部会では、おおまさ坊ホールにおいてプロバスケットボールチーム「東京サンレーヴス」社長原島敬之氏を講師に招き、講演会が開催されました。

東京サンレーヴスは、平成24年3月に調布の市民が中心となり設立されました。

地域に密着した市民球団で街を元気にしたいと原島社長からは、サンとは仏語で「5」、レーヴは「夢」の意味で、5人で競技するバスケのチーム名に希望を託したとのことでした。多摩地域をホームに、長い目でファンを育てていきたい。今度こそ、東京にバスケ文化を根付かせたいと語っていました。



多摩地域発展と共にスポーツ振興を語る
原島社長

源泉部会でテーマ別研修

源泉部会では、桜美林大学多摩アカデミーヒルズを会場に、2回にわたりテーマ別研修会が開催されました。



9月11日

テーマ 源泉徴収制度の概要、給与所得の源泉徴収事務

講師 日野税務署源泉所得税担当 関口上席



10月9日

テーマ 源泉所得税の還付請求手続きについて

講師 日野税務署源泉所得税担当 関口上席

テーマ 最新の判例に基づく「残業代の基礎の基礎」
(東京都労働相談情報センター八王子事務所共催)

講師 特定社会保険労務士 遠藤 徹 氏

ふれあいコーナー

掲載無料

企業PR、新商品の紹介等にご利用下さい。
掲載ご希望の方は事務局まで。

Century 21

「おかげさまで10周年!!」

情報量
地域No.1

日野市専門不動産情報センター

住まいをお探しの方は是非ご来店ください!!

来店者様限定 未公開水面下の情報、お知らせします!

万願寺駅
徒歩3分



Century 21 センチュリー21 理想空間 TEL.042-587-1133(代)

〒191-0021 東京都日野市石田1-12-7 FAX:042-587-1144 【営業時間】9:00~20:00(水曜日定休)
東京都知事(1)第96350号(公社)全日本不動産保証協会会員(公社)不動産保証協会会員(公社)首都圏不動産公正取引協議会加盟 <日野地区 第13支部所属>

センチュリー21の加盟店は、すべて独立・自営です。

「女性活躍支援と社員のエンパワメント」

対象:女性社員の活用に関心をお持ちの企業経営者、人事ご担当者

日時 平成27年1月30日(金)14:00~17:00(13:45受付開始)

場所 三鷹産業プラザ(JR三鷹駅 徒歩7分) 定員 70名



平成26年度 厚生労働省委託事業
ポジティブ・アクション展開事業

株式会社キャリア・ママ

厚生労働省ポジティブ・アクション展開事業事務局
東京都多摩市落合 1-46-1 ココリア多摩センター5階
(担当:佐藤)

講師

日本女子大学
人間社会学部 現代社会学科
教授

大沢 真知子氏



コーディネーター

株式会社キャリア・ママ
代表取締役

堤 香苗



★お申込みはTEL:042-389-0220か、申込用サイトにて受付しております(<http://www.c-mam.co.jp/jump/pa>)

<多摩地区 第5支部所属>



日本リース株式会社

日本リース株式会社 本社営業所

お客様の様々なニーズに幅広く応える
ドライビング・サービスをご提供いたします。
「安全」「安心」「信用」をモットーにお運びいたします。
観光・送迎・運搬なんでもご用命下さい。

〒206-0804 東京都稲城市百村1072 TEL 042-378-1235 FAX 042-379-8200

☎ 0120-987-163 URL: www.nihon-lease.co.jp

<稲城地区 第2支部所属>

今後の説明会・研修会・イベント等予定

11月19日(水) 10:30	女性部会稲城地区 税務研修会	稲城市商工会 会議室
17:00	日野地区第11・12支部合同 税務研修会	百草造園 2階会議室
20日(木) 14:00	決算法人説明会	日野税務署 3階会議室
21日(金) 16:00	女性部会多摩地区 税務研修会	京王クラブ
	第28回全国青年の集い「秋田大会」	秋田県民会館
24日(祝) 11:00	税金教室/(公社)日野法人会長杯争奪 日野市少年サッカー大会	北川原グランド(日野市石田)
12月 1日(月) 14:00	新設法人説明会	日野税務署 3階会議室
2日(火) 14:00	決算法人説明会	日野税務署 3階会議室
3日(水) 10:00	経営セミナー(販売促進セミナー)	パルテノン多摩 4階会議室
17:00	多摩地区第1支部 税務研修会	多摩市健康センター
4日(木) 9:00	成人病健診	日野市民の森ふれあいホール
10:00	経営セミナー(販売促進セミナー)	パルテノン多摩 4階会議室
16:00	署長講演会(6団体共催)	多摩アカデミーヒルズ
8日(月) 16:00	女性部会日野地区 税務研修会/交流会	多摩信用金庫日野支店/美膳
18:00	稲城地区第1支部 交流会	タイム
9日(火) 10:00	e-Tax体験セミナー	日野税務署 3階会議室
10日(水) 9:00	成人病健診	多摩アカデミーヒルズ
17:00	稲城市長講演会	地域振興プラザ 4階会議室
H27年1月 8日(木) 15:30	新春講演会	京王プラザホテル多摩
17:10	新年賀詞交歓会	同

詳細は日野法人会のホームページをご参照ください。(http://www.tohoren.or.jp/hino)

編/集/後/記

2月関東地方の大雪、8月広島の大雨、9月御嶽山の噴火、10月台風18・19号の来襲と、今年も日本列島は多くの自然災害に見舞われました。被災された皆様には心からお見舞い申し上げます。よく日本人の自然災害に対する考え方として「楽観」と「諦観」の二つの言葉が云われます。楽観は「自分は大丈夫、あってはしくないことは起きないはず」と都合よく考えること。諦観は「天から来る天災だからしゃあない、めったに起こるものではないし」と考えること。しかし、自然は突然避けられない死をもたらすことがあるという事実を忘れてはいけない。自然災害の発生を防ぐのは難しくても、被害を少なくするためには、日頃からの備えが大切。

広報委員 横倉 敏郎

表紙紹介

由布岳の秋(大分県由布市) 日本有数の人気温泉地・由布院を見下ろすようにそびえる由布岳(標高1,584m)は、「豊後富士」として知られ万葉集にも詠まれた由布院を象徴する美しい山。秋の紅葉シーズンは、ふもとから山肌全体が赤と黄色で鮮やかに彩られています。

(写真 広報委員 加藤 善巳)

東法連 特定退職金共済制度

従業員のための退職金を計画的に準備できます。

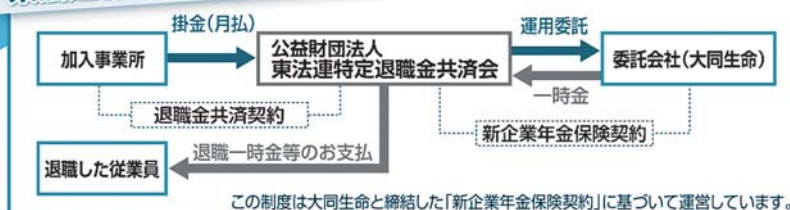


優秀な人材の確保、定着化に役立ちます。

特退共制度の⑤つの魅力

- ① 従業員1人につき1口1,000円(月額)から30口まで加入できます。
- ② 掛金は全額損金(または必要経費)に算入できます。
- ③ 過去勤務期間の通算の取扱いを利用できます。(新規加入時のみ)
- ④ 中退共(中小企業退職金共済制度)との重複加入が可能です。
- ⑤ 簡単な手続きで加入いただけます。

東法連特退共制度の仕組み



この制度は大同生命と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。

公益財団法人東法連 特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会が母体となって昭和52年に設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を得て事業を開始し、現在約6千社の事業所に制度をご利用いただいております。
- 東京都知事の公益認定を受けて、平成24年10月に公益財団法人に移行しました。

資料請求・お問い合わせは

TTK 公益 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区坂町13番地4 全法連会館3階
TEL: 03-3357-1641 FAX: 03-3357-1642
http://www.tohoren-tokutaiikyoo.or.jp



▲平尾原経塚の旧景（平成2年3月撮影）

市内にある25基の経塚のうち、これは最も古く、石塔の形も良く整っています。昭和51年に行われた発掘調査によると、塚自体の大きさは、約6m×4.5mの楕円形で、約70cmの高さを持ち、塚の頂部から約20cm南に下がった所に供養塔が建てられていました。

塚の下部の径1m程の円形の^{どこう}土壌内には備前焼の大型の甕^{かめ}（高さ32.7cm、口縁径32.5cm）が置かれ、この中に青銅製の経筒（高さ30.5cm、径17.7cm）が納められていました。

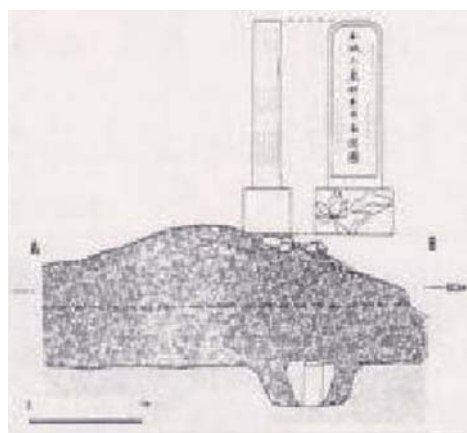
経筒内からは、3個の経箱と和鏡、腐敗した経典と思われる遺物が発見されました。経箱は木箱で、中に納められていた経典は、水分によって腐敗が著しく、取り出して広げることはできませんでした。

経箱のフタの一つからは、「武州豊嶋郡氏□」「傳心」と書かれた墨書が発見されました。和鏡は径6.5cmの青銅製のもので、小形ながら完全なものです。このほかに、経筒内遺物として経巻の軸先2点、寛永通宝1点が発見されました。六十六部回国経塚の発掘報告例が少ない現在、遺物と石碑文との関係が明らかになったことは大変貴重な成果と言えます。

写真・資料提供 稲城市教育委員会



▲経典供養塔



▲経塚の断面図



▲経筒

◀上：経筒を納めた筒。下：経箱